

令和6年度 インフルエンザ予防接種費用助成のご案内

※ 横浜市外在住の方は、お住まいの自治体のホームページ等でご確認ください。

公害医療手帳をお持ちの方で、助成対象期間内に「インフルエンザ予防接種」を受けた場合、接種費用を助成します。ただし、他の制度や職場で費用が免除（無料化）される場合は対象外となります。

助成までの
流れ

1 インフルエンザ予防接種を受ける

【助成対象期間】 令和6年10月1日（火）～12月31日（火）

※主治医の判断等で上記期間を過ぎてから接種をする場合は事前に公害保健担当まで必ずご連絡ください。

※医療機関の指定はありません。

2 医療機関へ接種費用を支払う

別紙「領収書の記載事項」（「記入見本」の裏面）を医療機関にご提示ください。
領収書に、別紙の項目が記載されているか確認してください。



3 書類2点を横浜市へ郵送する

① インフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書

別紙「記入見本」を参照の上、ご記入ください。
紛失や金額訂正が必要な場合は、横浜市ウェブサイト
から申請書をダウンロードの上、印刷してください。
申請額は、訂正印でも修正不可

横浜市ウェブサイト



横浜市 公害 インフル



② 領収書（原本）※コピー不可 原本はお返しできません

領収書にインフルエンザの予防接種を受けた旨の記載がない場合、診療明細書も合わせてお送りください。

※インフルエンザ予防接種済証（原本）は送付不要です。

4 接種費用が口座に振り込まれる

申請に基づき、接種費用が口座(*)に振り込まれます。

*公害健康被害補償給付振込口座届出書で指定された口座となります。

支払日は原則、申請書・領収書を公害保健担当が受理した日の翌月末日になります。

（例：10月20日に書類受理→11月末日に振込）

支払通知の送付はなく、通帳に「ヨコハマシインフル」と記載されます。



提出期限

令和7年1月31日（金）必着

提出先住所

右記のとおり

→切り取って封筒に貼り、宛名ラベルとしてお使いください

231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局健康推進課
公害保健担当 行

裏面あり

今年も引き続き「うがい」「手洗い」「マスク」+ワクチンで
感染症の流行時期を乗り越えましょう！



お手続きでご不明なことがありましたら

横浜市 健康福祉局 健康推進課

公害保健担当 ☎ 045-671-3824

までご相談ください。

《今後の障害補償費・療養補助費の振込予定日は
令和6年10月10日（木）、12月10日（火）です》